

平成29年第1回  
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成29年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成29年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	3
	(1) 開会の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	3
	(5) 会期の決定	3
	(6) 議案第1号ないし第7号、同意第1号及び第2号の提出	4
	(7) 提案理由の説明	4
	(8) 議案第1号の説明、採決	6
	(9) 議案第2号の説明、採決	7
	(10) 議案第3号の説明、採決	8
	(11) 議案第4号の説明、採決	9
	(12) 議案第5号の説明、採決	10
	(13) 議案第6号の説明、採決	12
	(14) 議案第7号の説明、採決	13
	(15) 同意第1号の説明、採決	17
	(16) 同意第2号の説明、採決	17
	(17) 閉会及び閉議の宣告	18

## 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第3号

平成29年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年1月20日

福島県後期高齢者医療広域連合長 小林 香

- (1) 日時 平成29年2月22日(水) 午後2時30分
- (2) 場所 福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 2 招集年月日

平成29年2月22日

## 3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

## 4 会議の時刻

平成29年2月22日 午後2時30分開会、午後3時37分閉会

## 5 応招議員

5番 馬場 孝允君	6番 加藤 幸一君	7番 大和田 昭君
9番 目黒 章三郎君	10番 植村 恵治君	11番 野地 久夫君
12番 大和田 博君	13番 片平 秀雄君	14番 古川 庄平君
15番 下山田 和雄君	16番 菊地 正文君	

## 6 不応招議員

1番 品川 萬里君	2番 清水 敏男君	3番 山口 信也君
4番 仁志田 昇司君	8番 馬場 有君	

## 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

## 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

## 9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	小林香君	会計管理者	川村栄司君
事務局長	栗山哲君	事務局次長	蓬田慎一君
総務課長	大勝宏二君	業務課長	二階堂恵一君

## 10 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議席の指定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案第 1 号ないし第 7 号、同意第 1 号及び第 2 号の提出
- 日程第 6 提案理由の説明
- 日程第 7 議案第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 号 福島県後期高齢者医療広域連合非常勤嘱託員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5 号 平成 28 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 6 号 平成 29 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 13 議案第 7 号 平成 29 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 14 同意第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて
- 日程第 15 同意第 2 号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

## 11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

## 12 会議の経過

### (1) 開会の宣告

**議長（野地 久夫君）** これより「平成29年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ただいま、出席議員が定足数に達しておりますのでご報告いたします。

この際ご報告いたします。

品川萬里君、清水敏男君、山口信也君、仁志田昇司君、馬場有君より欠席の届けがありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時31分)

### (2) 諸般の報告

**議長（野地 久夫君）** 日程第1、「諸般の報告」を行います。

7月定例会以降に議員の異動がありましたので報告いたします。

平成28年9月7日に、湯座一平君が任期満了となりました。

これにより、平成28年8月30日告示の補欠選挙が執行され、加藤幸一君が当選されました。

平成29年2月2日に、佐々木清一君が任期満了となりました。

これにより、平成29年1月19日告示の補欠選挙が執行され、菊地正文君が当選されました。

### (3) 議席の指定

**議長（野地 久夫君）** 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された加藤幸一君の議席を6番、菊地正文君の議席を16番に指定いたします。

### (4) 会議録署名議員の指名

**議長（野地 久夫君）** 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に9番 目黒章三郎君、15番 下山田和雄君を指名いたします。

### (5) 会期の決定

**議長（野地 久夫君）** 次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

**(6) 議案第1号ないし第7号、同意第1号及び第2号の提出**

**議長（野地 久夫君）** 次に、日程第5「議案第1号ないし第7号、同意第1号及び第2号」の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておりましたので、ご了承願います。

**(7) 提案理由の説明**

**議長（野地 久夫君）** 次に、日程第6「提案理由の説明」を行います。

議案第1号ないし第7号、同意第1号及び第2号を一括して議題といたします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長（小林 香君）** 本日、ここに、平成29年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、条例に係る議案が4件、平成28年度補正予算に係る議案が1件、平成29年度当初予算に係る議案が2件、特別職の選任に係る同意案件が2件の合わせて9件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

福島県後期高齢者医療広域連合は、平成19年2月1日に発足し、10年が経過しました。

この間、本広域連合といたしましては、高齢者が安心して医療サービスを受けることができるよう、安定した運営に努め、制度も定着してきたものと考えております。

広域連合議会の皆様をはじめ、構成市町村や関係各位のご理解とご協力に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

はじめに、後期高齢者医療制度について申し上げます。

医療費の増加が今後も見込まれる中、国からは、制度の持続性を高めるため、世代間の負担の公平、所得能力に応じた負担の観点から、保険料軽減特例制度等の見直しの方針が示されたところです。

本広域連合といたしましては、これらは被保険者の負担に直接結びつくものであることから、被保険者をはじめ県民の皆様への丁寧な説明とともに、適切な対応につとめて参りたいと考えております。

また、保険料の軽減特例の見直しについては、今後も検討される予定であることから、高齢者の実情を踏まえ、国に対し引き続き意見を申し上げて参りたいと考えております。

次に健康増進の取組みについて申し上げます。

本広域連合では、高齢者ができる限り健康的で自立した日常生活を送ることができるよう、被保険者の健康の保持増進の取組みを支援するため、データヘルス計画に基づいた保健事業に取り組んでおります。

平成28年度は、健康診査の受診率向上の取組みを始めとした従来の5つの事業に加え、重症化予防事業などの新規事業に取り組んでいるところであります。

データヘルス計画の最終年度である平成29年度は、ごえん性肺炎等の予防を目的とする歯科口腔健康診査の実施を予定しております。

また、第2期計画の策定においては、本県の医療データの分析と第1期計画の実施状況を勘案するとともに、高齢者の特性を踏まえた事業の実施などを検討して参りたいと考えております。

次に、医療費適正化の取組みについて申し上げます。

増加する医療費の負担を軽減するためには、医療費の適正化に向けた取組みがますます重要となっております。

特に、あんま・マッサージ等にかかる療養費の不正請求については、全国的な問題となっていることから、国においては、その対策強化が図られているところです。

本広域連合におきましても、はり・きゅう施術の不正請求事案をうけ、これまで療養費の請求内容の誤り是正と不正防止に重点的に取り組んでいるところですが、平成29年度は、施術内容の確認方法の強化を図るなど、医療費適正化にこれまで以上に取り組んで参りたいと考えております。

今後におきましても、健全な財政運営と医療制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、構成市町村とより一層の連携を深め、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

議案第1号、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、所得の少ない被保険者等に係る保険料の軽減措置を一部見直して継続する等の所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第2号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、給料については福島市、通勤手当等については福島県の職員の例によることとする所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第3号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じ、介護時間制度を導入する等のため、所要の改正を行う条例案を提出するものでございます。

議案第4号、福島県後期高齢者医療広域連合非常勤嘱託員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定についてでございますが、非常勤嘱託員の報酬、費用弁償その他必要な事項を定めるため、条例案を提出するものでございます。

議案第5号、平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7億7,140万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,405億9,696万3千円とするものでございます。

議案第6号、平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億4,318万2千円とするものでございます。

議案第7号、平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,340億2,064万4千円とするものでございます。

同意第1号、福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることにつ

いてでございますが、副広域連合長が辞職したことから、後任の副広域連合長の選任の同意を求めるものでございます。

同意第2号、福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについてでございますが、広域連合議会議員のうちから選任した監査委員が辞職したことから、後任の監査委員の選任の同意を求めるものでございます。

以上、9件についての提案理由の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

#### (8) 議案第1号の説明、採決

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第7「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(栗山 哲君)** それでは、お手元に定例会議案書と資料1、この2冊をご準備願います。

まず初めに、議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案書では1ページから3ページに記載してございます。

続きまして説明は、こちらの資料1によりご説明いたします。

資料1の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議案の趣旨でございますが、所得の少ない被保険者等に係る保険料の軽減措置を、一部見直して継続する等のため、所要の改正を行うものであります。

次に改正の主な内容ですが、1所得割額については、現行の5割軽減から平成29年度2割軽減、平成30年度以降廃止に改めるものです。

2元被扶養者の均等割額については、現行の9割軽減から平成29年度7割軽減、平成30年度5割軽減、平成31年度以降は資格取得後2年間のみ5割軽減にするものです。

3低所得者に対する均等割額については、8.5割軽減を平成29年度以降も継続するものです。

4均等割額の軽減に係る所得基準の拡大は、5割軽減対象者の所得基準額を、現行の26万5千円から27万円に、2割軽減対象者の所得基準額を、現行の48万円から49万円に引き上げるものであります。

施行日は、いずれも平成29年4月1日とするものであります。

2ページから4ページは、新旧対照表でございます。

以上が、議案第1号の説明でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長(野地 久夫君)** それでは、議案第1号の質疑を行います。

質疑なさる方ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** 質疑なさる方ございませんのでこれをもって議案第1号に対する質疑を終結いたします。



これより、討論に入ります。  
討論なされる方ございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** 討論なされる方ございませんのでこれをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。  
議案第1号は、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### (9) 議案第2号の説明、採決

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第8「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(栗山 哲君)** それでは、まず初めに、議案書の4ページをお開き願います。

議案第2号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案書では4ページから5ページに記載しております。

続きまして説明は、先ほど同じく資料1 議案説明資料によりご説明いたします。

資料1の5ページをお開き願います。

議案の趣旨は、給料については福島市、通勤手当等については福島県の職員の例によることとするため、所要の改正を行うものであります。

なお、広域連合職員は県及び市町村より派遣されており、協定書により、原則派遣元の規定に基づいて支給されております。

改正の主な内容でございますが、給料については福島市の職員の例により支給、通勤手当などの諸手当につきましては福島県の職員の例により支給とするものです。

現行においては、給料表、手当等について定め、福島市、福島県の条例改正にあわせてその都度、改正してまいりましたが、それぞれ福島市、福島県の条例に準じるため、改正するものであります。

施行期日は公布の日とするものがございます。

資料の6ページから25ページは新旧対照表でございます。

以上が、議案第2号の説明でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長(野地 久夫君)** それでは、議案第2号の質疑を行います。

質疑なされる方ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** 質疑なされる方ございませんのでこれをもって議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論なされる方ございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** 討論なされる方ございませんのでこれをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### (10) 議案第3号の説明、採決

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第9「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(栗山 哲君)** まず初めに、議案書の6ページをお開き願います。

議案第3号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議案書では6ページから8ページに記載してございます。

続きまして説明は、資料1 議案説明資料によりご説明いたします。

資料1の26ページをお開き願います。

議案の趣旨は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じ、介護時間制度を導入する等のため、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、(1) 育児を行う職員の早出・遅出勤務等について、対象となる子に特別養子縁組の監護期間中の子等を加え、範囲を拡大するとともに、(2) これまで育児を行う職員に適用されていた時間外勤務の免除を、介護を行う職員にも適用することとし、(3) 介護休暇については、3回を上限に分割して取得することが可能とするものです。

(4) また、1日につき2時間まで取ることを可能とする介護時間を新設するものでございます。

施行期日は公布の日とするものです。

27ページから31ページは新旧対照表でございます。

以上が、議案第3号の説明でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長(野地 久夫君)** それでは、議案第3号の質疑を行います。

質疑なさる方ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** 質疑なさる方ございませんのでこれをもって議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。  
討論なされる方ございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** 討論なされる方ございませんのでこれをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。  
議案第3号は、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### (11) 議案第4号の説明、採決

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第10「議案第4号 福島県後期高齢者医療広域連合非常勤嘱託員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(栗山 哲君)** それでは、まず初めに、議案書の9ページをお開き願います。

議案第4号、福島県後期高齢者医療広域連合非常勤嘱託員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定については、議案書では9ページから10ページに記載してございます。

続きまして説明は、資料1 議案説明資料によりご説明いたします。

資料1の32ページをご覧くださいと思います。

議案の趣旨は、非常勤嘱託員の報酬、費用弁償その他必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

条例の主な内容でございますが①報酬は月額310,000円以下で、勤務時間を超えた勤務や休日勤務した場合は、時間外勤務報酬、休日勤務報酬を支払うものとするものです。

②費用弁償として、旅費、通勤手当相当額を支払うものとするものです。

施行期日は平成29年4月1日とするものです。

以上が、議案第4号の説明でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

**議長(野地 久夫君)** それでは、議案第4号の質疑を行います。

質疑なされる方ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** 質疑なされる方ございませんのでこれをもって議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。  
討論なされる方ございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** 討論なされる方ございませんのでこれをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(野地 久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

## (12) 議案第5号の説明、採決

議長(野地 久夫君) 次に、日程第11「議案第5号 平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(栗山 哲君) それではご説明させていただきます。

お手元に別冊の議案書、平成28年度特別会計補正予算書特別会計第2号と資料2平成28年度補正予算説明資料をご準備願いたいと思います。

まず初めに、議案書、平成28年度特別会計補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。

議案第5号、平成28年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出それぞれ71億7,140万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,405億9,696万3千円と定めております。

また、2項におきまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

議案は、1ページから2ページまでの記載となっております。

また、歳入歳出補正予算事項別明細書は、3ページから9ページまでの記載となっておりますが、説明は、こちらの資料2、平成28年度補正予算説明資料でご説明させていただきます。

まず、歳出の主なものから款ごとにご説明させていただきます。

資料2の2ページの方をご覧くださいと思います。

単位は千円でございます。

文字が小さく見にくい所もあるかと思いますが、ご了承願います。

右から3列目の太枠で囲ってございます第2号補正額の欄をご覧ください。

1款総務費につきましては、847万円の増となっております。

主なものは、1款の下から3段目に記載しております

後期高齢者医療特別対策事業が992万5千円の増となっております。

これは長寿・健康増進事業市町村補助金が当初見込みを上回ったことなどによるものです。

次に2款保険給付費ですが、56億7,704万6千円の減となっております。

主なものは、1項療養諸費が59億4,776万7千円の減となっております。

これは診療報酬改定の影響等により、当初見込みより、医療費等が下がっていることなどによるものであります。

また、2項高額療養諸費が、2億6,637万1千円の増となっております。

これは給付実績が増えたことなどによるものであります。

続きまして、4款特別高額医療費共同事業拠出金ですが、607万5千円の増となっております。

これは、著しく高額な医療給付が発生した際の費用を全国の広域連合が共同で負担するため拠出するものですが、全国的に高額療養費が増えていることによるものであります。

次に、5款保健事業費4,648万7千円の減は、健康診査受診者数が、当初の計画より減少することなどによるものでございます。

最後に7款諸支出金1億1,242万2千円の増は、保険料還付金の実績による増や平成27年度市町村各種負担金の精算により償還金が確定したことによるものでございます。

予備費につきましては、金額の調整のための減となります。

それでは続きまして、この資料の1ページに戻って頂きまして歳入の主なものについてご説明いたします。

同じくA3縦長の表でございます。

1款市町村支出金が3億7,200万4千円の増となっております。

主なものは、1項1目保険料等負担金において、賦課対象被保険者の所得が見込みを上回ったことなどにより、後期高齢者医療保険料が3億2,623万2千円の増となっております。

また、同じく1項2目療養給付費負担金において、平成27年度の市町村負担金の精算により、該当市町村から追加納付して頂いた過年度分1億3,102万7千円の増となっております。

次に、2款国庫支出金ですが、保険給付費の減等により、29億110万8千円の減となっております。

次に、3款県支出金ですが、こちらも保険給付費の減により、8億8,651万5千円の減となるものであります。

次に、4款支払基金交付金ですが、これは現役世代からの支援金で、やはり保険給付費の減により37億6,390万2千円の減となるものであります。

次に、9款諸収入812万1千円の増は、2項預金利子72万7千円の減と、3項雑入2目返納金884万8千円の増によるものです。

以上が、議案第5号の説明でございます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

**議長（野地 久夫君）** それでは、議案第5号の質疑を行います。

質疑なさる方ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 質疑なさる方ございませんのでこれをもって議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論なされる方ございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 討論なされる方ございませんのでこれをもって討論を終結いたしま

す。

これより採決いたします。

議案第5号は、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

### (13) 議案第6号の説明、採決

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第12「議案第6号 平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長(栗山 哲君)** それでは、ご説明申し上げます。

資料は変わりました、こちらの別冊の議案書、平成29年度一般会計並びに特別会計予算書と資料3平成29年度予算説明資料をご準備願います。

まず初めに、議案書、平成29年度一般会計並びに特別会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第6号、平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、それぞれ8億4,318万2千円と定めております。

また、2項におきまして歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとするものです。

議案は、1ページから2ページまでの記載となっております。

歳入歳出予算事項別明細書は、3ページから11ページまでの記載となっておりますが、説明は、こちらの資料3平成29年度予算説明資料でご説明させていただきます。

資料3の1ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、一般会計と特別会計の項目別の構成比とそれを円グラフにしたものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、2ページのA3縦の資料、大変小さくて申し訳ないのですが、こちらの上段をご覧いただきたいと思います。

まず、一般会計の歳入の主なものについてご説明させていただきます。

表のH29当初予算額①と記載してある欄をご覧ください。

1款分担金及び負担金8億1,648万5千円は、構成市町村からの共通経費負担金で、前年度より8,742万1千円の増となっております。

これは結核・精神病に係る特別調整交付金申請のためのデータ抽出費用等の新規事業の増などによるものです。

次に、2款財産収入114万5千円は、前年度より18万9千円の増となっておりますが、これは、派遣職員の公舎入居見込み者数の増による借上公舎入居料の増です。

次に歳出についてご説明申し上げます。

このページの下段の表をご覧ください。

主なものについてご説明させていただきます。

まず1款 議会費 105万円ですが、議員16名の報酬等であります。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち、派遣職員人件費等 7,327万1千円は、事務局長、次長、総務課職員5名の計7名分の人件費等負担金等であります。

次に、臨時職員雇用費 666万2千円は、臨時職員3名分の賃金等であります。

次に、事務局管理運営費 795万9千円ですが、事務局運営に係る経費等であります。

次に、2目会計管理費7万1千円ですが、前年度より45万9千円の減となっております。

これは、電話回線による銀行取引システムを導入し、経費縮減を図ったことによるものでございます。

次に、3款民生費ですが、まず、特別会計事務費等繰出金6億855万9千円は、特別会計で執行する事業費に充てるため、特別会計へ繰り出すもので、前年度より9,216万6千円の増となっておりますが、先程、歳入でも述べました結核・精神病に係る特別調整交付金申請のためのデータ抽出費用等の新規事業による増などによるものでございます。

次に、派遣職員人件費1億3,490万8千円は、業務課職員16名及び嘱託員1名分の人件費等でございます。

以上が、議案第6号の説明でございます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

**議長（野地 久夫君）** それでは、議案第6号の質疑を行います。

質疑なさる方ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 質疑なさる方ございませんのでこれをもって議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論なされる方ございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 討論なされる方ございませんのでこれをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### （14）議案第7号の説明、採決

**議長（野地 久夫君）** 次に、日程第13「議案第7号 平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（栗山 哲君）** それではご説明申し上げます。

資料は先ほどと同じでございます。

まず初めに、議案書、平成29年度一般会計並びに特別会計予算書の13ページをお願いします。

議案第7号、平成29年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,340億2,064万4千円と定めております。

また、2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとしております。

第2条で、一時借入金の借り入れの最高額を、180億円と定めております。

第3条では、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合、同一款内で各項間の流用を認めることとするものでございます。

議案は、13ページから15ページまでの記載となっております

歳入歳出予算事項別明細書は、16ページから29ページまでの記載となっておりますが、説明は、こちらの資料3平成29年度予算説明資料で説明させていただきます。

3ページと4ページをご覧ください。

3ページは歳入の一覧表、4ページは歳出の一覧表となっており、款・項・目等科目別に前年度の予算額と比較したものです。

この内容についても詳細については、5ページをめくっていただきましてカラーの資料でございますが「特別会計における財政の概要」でご説明させていただきます。

まず、歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,340億2,064万4千円となっております。

初めに歳出についてご説明申し上げます。

資料の真ん中より右側の歳出と書いてある部分をご覧ください。

グラフの青色の部分ですが、保険給付費は2,318億3,096万円で歳出全体の99.1%を占めております。前年度に比べ48億3千万円余の減となっております。

これは、療養給付費が前年度より少なく見込まれることによるものであります。

主なものをご説明いたします。

そのグラフの右側の四角で囲んだ部分、保険給付費をご覧くださいと思います。

療養給付費は2,214億3,783万8千円で、前年度より53億6千万円余の減となっております。

内訳でございますが、①療養の給付は2,157億7,635万4千円は、本人の窓口負担分を除いた医療機関等へ支払う給付分でございます。前年度より48億9千万円余の減となっております。

②入院時食事・生活療養費34億3,226万8千円は、標準負担額を超えた部分の現物給付で、前年度より7億円余の減となっております。

④補装具・柔道整復などの療養費22億2,921万5千円は、前年度より2億3千万円余の増となっております。

次に、訪問看護療養費6億6,852万3千円は、前年度より9千万円余の増となって



おります。

特別療養費、移送費は記載のとおりであります。

次に、審査支払手数料は、前年度とほぼ同額の5億968万7千円であります。

次に、高額療養費80億4,771万1千円は、前年度より3億9千万円余の増となっております。

次の高額介護合算療養費2億5,485万円は、前年度とほぼ同額となっております。

次に、葬祭費9億1,225万円は、前年度より2千万円余の増となっております。

それでは次に、下の枠で囲まれたその他の支出をご覧いただきたいと思っております。

特別高額医療費共同事業拠出金等7,522万円は、著しく高額な医療費の財政リスクを緩和させるため、全国の広域連合が拠出するものですが、前年度より1千万円余の増となっております。

次に、保健事業費6億3,772万5千円は、健診率を上げるとともに平成29年度から歯科健診を実施するなどにより前年度より6千万円余の増となっております。

次に、総務費6億6,809万5千円は、前年度より1千万円余の増となっております。

次に、諸支出金6,031万4千円は、主なものとしては、市町村が徴収した保険料の還付が過年度分の場合、還付分を広域連合から市町村に支出することになるため、それに要する費用などでございます。

前年度より2千万円余の増となっております。

次に、予備費といたしまして、給付費の増への対応や次年度への繰越財源として7億4,832万9千円を見込むものでございます。

次に、歳入でございますが、同じ資料の左側のグラフをご覧ください。

グラフの中には金額と構成比が先ほどと同様記載しております。

左隣の枠で囲んだ解説と併せてご覧ください。

まず、黄土色の部分ですが、国の普通調整交付金209億2,716万8千円は、広域連合間の財政力の不均衡を調整するため国から交付されるものですが、療養給付費等の減により、前年度より13億6千万円余の減となっております。

次に、黄色の部分、国が12分の3、県が12分の1、市町村が12分の1の定率で負担する療養給付費等負担金ですが、それぞれ療養給付費等の減により前年度より減少しております。

国負担分550億8,220万7千円は、前年度より13億1千万円余の減、その下の県負担分、市町村負担分は、それぞれ183億6,073万6千円で、それぞれ前年度より4億3千万円余の減となっております。

ここまでの調整交付金と合わせた公費負担は、歳入の約5割48.2%を占めております。

次に、緑色の部分の支払基金交付金930億8万4千円は、歳入の約4割を占めておりますが、これは、現役世代からの支援分です。

前年度より16億円余の減となっております。

次に薄い水色の部分の保険料139億5,061万3千円でございますが、前年度より10億3千万円余の増となっております。

これは、被保険者数の増や平成29年4月から施行されます軽減特例の見直しによるも

のでございます。

次に、水色の保険料の公費補てんは、県と市町村で負担する保険基盤安定負担金と国からの円滑運営臨時特例交付金ですが、併せまして62億6,303万8千円となります。

軽減特例の縮小等により、前年度より3億円余の減となっております。

次に、赤色の部分の高額医療費に対する支援は、国、県からの高額医療費負担金と各広域連合からの拠出金を財源とする特別高額医療費共同事業からの交付金ですが、14億6,292万8千円となります。前年度より3億4千万円余の減となっております。

次に、紫色の部分は原発事故に係る財政支援ですが、原発事故による被保険者の保険料の減免及び、窓口での一部負担金の免除分の費用が国から補填されるもので、29億4,229万2千円であります。

次に、濃い緑色の部分でございますが繰越金22億9,824万8千円ですが、平成28度からの繰越金で、保険料上昇抑制財源等に充当されます。

なお、グラフ下の※印1にありますように、平成29年度は保険料上昇抑制財源として、15億3,584万2千円を充ててまいります。

次に、薄い緑色の部分の財政安定化基金交付金1億9千万円ですが、保険料上昇抑制財源等に充当されるものがございます。

次に、その他の収入11億8,259万4千円につきましては、説明書にありますが、健康診査事業に係る市町村負担金及び国補助金、並びに一般会計からの事務費等繰入金等となっております。

以上が、議案第7号の説明でございます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

**議長（野地 久夫君）** それでは、議案第7号の質疑を行います。

質疑なさる方ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 質疑なさる方ございませんのでこれをもって議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論なされる方ございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** 討論なされる方ございませんのでこれをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（野地 久夫君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

**(15) 同意第1号の説明、採決**

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第14「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長(小林 香君)** 同意第1号、福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについてでございます。

前任の古川道郎副広域連合長が平成29年2月6日辞任し、現在、空席となっておりますことから、後任といたしまして高橋宣博氏を適任と認め、選任を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**議長(野地 久夫君)** これより、同意第1号、福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについてを直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

同意第1号、高橋宣博君の副広域連合長選任に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号、高橋宣博君の副広域連合長選任に同意することに決しました。

**(16) 同意第2号の説明、採決**

**議長(野地 久夫君)** 次に、日程第15「同意第2号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長(小林 香君)** 同意第2号、福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについてでございます。

広域連合会議員から選出の植村恵治監査委員の辞職により、現在、空席となっておりますことから、後任といたしまして大和田博氏を適任と認め、選任を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

**議長(野地 久夫君)** これより、同意第2号、福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについてを直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** ご異議なしと認めます。

この件につきましては、地方自治法第292条で準用する同法第117条の規定によって除斥の必要がありますので、大和田博君の退席を求めます。

(大和田博議員退席)

**議長(野地 久夫君)** これより採決を行います。

お諮りいたします。

同意第2号、大和田博君の監査委員選任に同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(野地 久夫君)** ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号、大和田博君の監査委員選任に同意することに決しました。

ここで、大和田博君の入室を認めます。

(大和田博議員入室)

**(17) 閉会及び閉議の宣告**

**議長(野地 久夫君)** これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ平成29年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後3時37分)